

令和5年第2回
対馬市議会定例会議案



対馬市

目 次

承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度対馬市一般会計補正予算（第12号））	5別冊
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度対馬市診療所特別会計補正予算（第6号））	7別冊
承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））	9別冊
承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第4号））	11別冊
承認第 5 号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度対馬市一般会計補正予算（第1号））	13別冊
承認第 6 号	専決処分の承認を求めることについて（対馬市税条例の一部を改正する条例）	15
承認第 7 号	専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	27
承認第 8 号	専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	31
報告第 1 号	令和4年度対馬市一般会計継続費繰越計算書について	35
報告第 2 号	令和4年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書について	37
報告第 3 号	令和4年度対馬市一般会計事故繰越し繰越計算書について	41
報告第 4 号	令和4年度対馬市水道事業会計繰越計算書について	43
議案第36号	令和5年度対馬市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議案第37号	令和5年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第38号	対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例	47
議案第39号	対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	49

議案第 4 0 号	対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例-----	5 1
議案第 4 1 号	対馬市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例-----	5 3
議案第 4 2 号	対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例-----	5 5
議案第 4 3 号	対馬市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例-----	5 9
議案第 4 4 号	対馬市火災予防条例の一部を改正する条例-----	6 1
議案第 4 5 号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（貝口地区）-----	6 5
議案第 4 6 号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（椎根地区）-----	7 1
議案第 4 7 号	市道の認定について（茂崎線）-----	7 7
議案第 4 8 号	財産の取得について-----	7 9
同意第 2 号	対馬市監査委員の選任について-----	8 1

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 20 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

令和 4 年度対馬市一般会計補正予算（第 12 号）

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 20 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

令和 4 年度対馬市診療所特別会計補正予算（第 6 号）

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 20 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

令和 4 年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

承認第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 20 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

令和 4 年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

承認第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 20 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

令和 5 年度対馬市一般会計補正予算（第 1 号）

承認第 6 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 20 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

対馬市税条例の一部を改正する条例

専決第 8 号

専 決 処 分 書

対馬市税条例の一部を改正する条例の制定について、緊急を要するものと認め、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

対馬市長 比田勝 尚喜

対馬市税条例の一部を改正する条例

対馬市税条例（平成 16 年対馬市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 9 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は

法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「に

より徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、

同条第10項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第20項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第26項を削り、同条に次の1項を加える。

26 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない

い。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第10条の4第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改める。

附則第10条の5第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の6 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合を含む。）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和

2 年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第 16 条の 4 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合及び同条第 6 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第 16 条の 4 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和 5 年度分及び令和 6 年度分の固定資産税については、第 74 条の規定は適用しない。

3 法附則第 16 条の 4 第 4 項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第 4 項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第 16 条の 4 第 3 項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第 16 条の 4 第 3 項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第 16 条の 4 第 9 項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に

係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属

する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の対馬市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

（2） 第34条の9第2項、第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定、附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定 令和6年1月1日

（3） 第36条の3の2の改正規定 令和7年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の対馬市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき対馬市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の対馬市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車

税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第 7 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 20 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第 9 号

専 決 処 分 書

対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、緊急を要するものと認め、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

対馬市長 比田勝 尚喜

対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

対馬市国民健康保険税条例（平成 16 年対馬市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「20 万円」を「22 万円」に改め、同項第 2 号中「28 万 5,000 円」を「29 万円」に改め、同項第 3 号中「52 万円」を「53 万 5,000 円」に改める。

第 23 条の 2 中「第 24 条の 2」を「第 24 条の 2 第 1 項」に改める。

第 24 条の 2 第 2 項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第 19 条第 3 項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第 2 項中「第 23 条第 1 項」を「第 23 条」に、「同項」を「同条第 1 項」に改める。

附則第 3 項、第 4 項、第 6 項から第 9 項まで、第 12 項及び第 13 項中「第 23 条第 1 項の」を「第 23 条の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の対馬市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 20 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第 1 1 号

専 決 処 分 書

対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、緊急を要するものと認め、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 5 年 5 月 3 1 日

対馬市長 比田勝 尚喜

対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

対馬市国民健康保険税条例（平成 1 6 年対馬市条例第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「1 0 0 分の 2. 5」を「1 0 0 分の 2. 7」に改める。

第 7 条の 2 中「8, 2 0 0 円」を「8, 3 0 0 円」に改める。

第 7 条の 3 第 1 号中「7, 0 0 0 円」を「7, 1 0 0 円」に改め、同条第 2 号中「3, 5 0 0 円」を「3, 5 5 0 円」に改め、同条第 3 号中「5, 2 5 0 円」を「5, 3 2 5 円」に改める。

第 8 条中「1 0 0 分の 2. 5」を「1 0 0 分の 2. 6」に改める。

第 2 3 条第 1 項第 1 号ウ中「5, 7 4 0 円」を「5, 8 1 0 円」に改め、同号エ（ア）中「4, 9 0 0 円」を「4, 9 7 0 円」に改め、同号エ（イ）中「2, 4 5 0 円」を「2, 4 8 5 円」に改め、同号エ（ウ）中「3, 6 7 5 円」を「3, 7 2 8 円」に改め、同項第 2 号ウ中「4, 1 0 0 円」を「4, 1 5 0 円」に改め、同号エ（ア）中「3, 5 0 0 円

」を「3,550円」に改め、同号エ（イ）中「1,750円」を「1,775円」に改め、同号エ（ウ）中「2,625円」を「2,663円」に改め、同項第3号ウ中「1,640円」を「1,660円」に改め、同号エ（ア）中「1,400円」を「1,420円」に改め、同号エ（イ）中「700円」を「710円」に改め、同号エ（ウ）中「1,050円」を「1,065円」に改め、同条第2項第2号ア中「1,230円」を「1,245円」に改め、同号イ中「2,050円」を「2,075円」に改め、同号ウ中「3,280円」を「3,320円」に改め、同号エ中「4,100円」を「4,150円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年6月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の対馬市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第 1 号

令和 4 年度対馬市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定により、令和 4 年度対馬市一般会計継続費の繰越について別紙のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 20 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

令和4年度 対馬市一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和4年度継続費 予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
				予 算 計上額	前年度通 次繰越額	計				繰越金	特定財源			
											国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3	民生費	2 児童福祉費	(仮称)豊玉認定こども園建設事業	883,200,000	403,000,000	0	403,000,000	143,000,000	260,000,000	260,000,000	65,000,000	0	195,000,000	0
7	商工費	1 商工費	湯多里ランドつしま機械設備改修事業	467,000,000	354,600,000	27,000,000	381,600,000	213,487,276	168,112,724	168,112,724	46,312,724	0	121,800,000	0
8	土木費	2 道路橋りょう費	市道尾浦浅藻線道路改良事業	4,638,000,000	520,000,000	0	520,000,000	231,100,000	288,900,000	288,900,000	14,450,000	144,450,000	130,000,000	0
		4 港湾費	厳原港国際ターミナル建設事業	973,800,000	299,900,000	0	299,900,000	166,877,550	133,022,450	133,022,450	450	0	133,022,000	0
9	消防費	1 消防費	消防署中部支署建設事業	583,560,000	300,000,000	0	300,000,000	129,700,000	170,300,000	170,300,000	42,500,000	0	127,800,000	0
11	災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	市道目保呂ダム支線道路災害復旧事業	911,600,000	16,000,000	500,160,500	516,160,500	313,976,020	202,184,480	202,184,480	19,294,480	156,390,000	26,500,000	0

報告第 2 号

令和 4 年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、令和 4 年度対馬市一般会計繰越明許費の繰越しについて別紙のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 2 0 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

令和4年度 対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1 総務管理費	職員駐車場横倉庫解体事業	12,500,000	12,500,000					12,500,000
		自動運転社会実証実験事業	19,140,000	9,837,000	4,000,000	4,918,500			918,500
		対馬市CATV施設改修事業	24,090,000	24,090,000					24,090,000
		対馬市CATV上対馬2次集約スイッチ改修事業	44,461,000	44,461,000	42,000,000				2,461,000
		浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業	64,102,000	64,102,000		64,000,000			102,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍電算システム改修事業	6,413,000	6,413,000		6,413,000			0
3 民生費	1 社会福祉費	デイサービスセンターなるたき園防水改修事業	11,340,000	6,420,000	5,000,000				1,420,000
		加志老人憩の家屋根防水改修事業	10,253,100	6,283,900	2,000,000				4,283,900
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業負担金	23,631,000	21,231,000					21,231,000
		斎場峰浄苑火葬炉制御盤改修事業	5,693,000	5,693,000	4,000,000				1,693,000
		休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	6,837,000	6,837,000					6,837,000
6 農林水産業費	2 林業費	自然災害防止事業	13,870,000	10,770,000	50,000	5,200,000	4,800,000	675,000	45,000
		林業専用道雑知焼松線開設事業	39,900,395	31,960,000		19,105,260	12,400,000	392,000	62,740
		林業専用道賀谷塩浜線開設事業	20,299,605	12,850,000		7,680,000	4,900,000	197,000	73,000
		林業専用道一重鳴滝線開設事業	33,900,000	21,150,000		12,660,000	8,100,000	330,000	60,000
	3 水産業費	対馬地区魚礁整備事業	252,404,209	189,590,000	333	157,991,667	31,598,000		0
		持続可能な新水産業創造事業補助金	8,114,000	5,594,000		3,405,000			2,189,000
		産地水産業施設整備支援事業補助金	626,706,000	302,762,000		215,544,000	77,800,000		9,418,000
		尾崎漁港整備事業	21,400,000	21,400,000		16,350,000	3,700,000	32,500	1,317,500
		対馬漁港機能保全整備事業	58,525,000	37,625,000		30,020,000	6,700,000		905,000
		港整備交付金事業	57,200,000	35,645,600		24,526,464	9,800,000	275,478	1,043,658

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
		瀬漁港整備事業	60,200,000	18,049,200		12,351,000	5,400,000	138,705	159,495
		根緒漁港整備事業	107,396,477	62,300,000		50,848,350	10,400,000		1,051,650
		県営漁港工事負担金	55,074,000	26,291,679	30,000		26,000,000		261,679
7 商工費	1 商工費	韓国展望所リニューアル整備事業	61,900,000	61,900,000		22,117,000	39,700,000		83,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道尾浦浅藻線道路改良事業	184,162,904	104,554,000		51,927,000	47,400,000		5,227,000
		市道仁位貝鮎線道路改良事業	151,970,208	81,260,000		56,812,000	24,448,000		0
		市道堂坂線道路改良事業	102,000,000	48,350,000		33,705,000	14,645,000		0
		市道曾位之端線道路災害防除事業	56,000,000	43,820,000		30,604,000	13,200,000		16,000
		市道小浦線道路災害防除事業	30,600,000	11,050,000		7,700,000	3,350,000		0
		市道仁田ダム線道路災害防除事業	10,100,000	5,750,000		3,990,000	1,760,000		0
		市道尾浦線道路災害防除事業	10,000,000	10,000,000		7,000,000	3,000,000		0
		市道竹敷昼ヶ浦線道路改良事業	30,000,000	29,824,000			29,824,000		0
		市道内山2号線道路改良事業	30,000,000	14,703,450	450		14,703,000		0
		市道高浜団地2号線道路改良事業	30,000,000	30,000,000			30,000,000		0
		市道仁位嵯峨線道路災害防除事業	20,000,000	13,660,776	60,776		13,600,000		0
		市道仁位貝鮎線道路災害防除事業	11,500,000	3,613,000	13,000		3,600,000		0
		国県道整備事業負担金	12,000,000	1,878,387					1,878,387
		トンネル長寿命化事業	25,500,000	20,640,000		14,406,000	6,180,000		54,000
	橋梁長寿命化事業	148,129,000	58,210,000		40,677,000	17,530,000		3,000	
	3 河川費	栈原地区急傾斜対策事業	30,000,000	30,000,000			28,500,000	1,500,000	0
		急傾斜地崩壊対策事業負担金	14,800,000	10,111,350			9,800,000		311,350
普通河川チヌキ川河川改良事業		3,000,000	3,000,000			3,000,000		0	

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
	4 港湾費	県港湾事業負担金	23,858,250	14,017,850			13,900,000		117,850
		県海岸事業負担金	15,292,400	9,943,028			9,200,000		743,028
	6 住宅費	公営住宅等ストック総合改善事業	269,327,320	10,776,000	40,000	56,000	10,600,000		80,000
		公営住宅等整備事業	226,200,000	54,344,000	16,765,000	24,182,000	13,300,000		97,000
9 消防費	1 消防費	消防吏員待機宿舍新築事業	18,054,000	11,516,700			8,800,000		2,716,700
		小型動力ポンプ付積載車購入事業	24,690,000	17,111,000			12,370,000		4,741,000
		消防団拠点施設新築事業	43,069,700	27,769,700			27,700,000		69,700
10 教育費	2 小学校費	大船越小学校笠木改修事業	5,600,000	4,775,000	2,000,000				2,775,000
		久田小学校屋内消火栓配管改修事業	3,036,000	3,036,000					3,036,000
		久田小学校屋根外壁改修事業	2,470,000	2,470,000					2,470,000
		巖原小学校改築事業	37,400,000	23,805,000	12,000,000				11,805,000
		西小学校トイレ洋式化事業	13,632,180	13,632,180	2,050,000	1,403,000	9,600,000		579,180
	5 社会教育費	対馬藩お船江跡保存整備事業	1,146,200	1,146,200					1,146,200
	6 保健体育費	豊玉総合運動公園野球場トイレ新築事業	1,730,000	1,730,000	1,000,000				730,000
		シャインドームみね自動火災報知設備改修事業	3,996,300	3,322,000					3,322,000
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	漁港施設災害復旧事業	314,420,500	304,066,200	33,460	231,632,560	69,500,000		2,900,180
	2 公共土木施設災害復旧費	道路災害復旧事業	77,500,000	72,684,688	104,688	35,280,000	14,300,000		23,000,000
		河川災害復旧事業	10,100,000	7,200,000	20,000	5,680,000	1,500,000		0
	3 文教施設災害復旧費	文教施設災害復旧事業	116,547,400	112,077,000		66,823,000	44,600,000		654,000
4 その他の災害復旧費	その他の災害復旧事業	17,047,000	14,831,600			13,300,000		1,531,600	
合 計			3,770,229,148	2,276,434,488	91,167,707	1,265,007,801	754,508,000	3,540,683	162,210,297

報告第3号

令和4年度対馬市一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、令和4年度対馬市一般会計事故繰越しの繰越しについて別紙のとおり報告する。

令和5年6月20日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

令和4年度 対馬市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	1 総務管理費	浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業	46,951,602	578,260	46,373,342	926,398	47,299,740	0	47,251,740	0	0	48,000	調査海域の選定に時間を要したため

報告第4号

令和4年度対馬市水道事業会計繰越計算書について

対馬市水道事業管理者対馬市長比田勝尚喜から対馬市水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について報告があったので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年6月20日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

令和4年度対馬市水道事業会計繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要する棚卸資産 の購入限度額	説 明
						企業債	県補償金	工事負担金	損益勘定 留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1. 資本的支出	1. 建設改良費	東地区簡易水道改良 事業	73,087,000	2,300,000	70,787,000	38,100,000		15,631,000	17,056,000	0	0	本事業は、東地区簡易水道の機械設備及び水道管の改良を行うものであるが、ポンプ等の工事資材の納期が遅延したこと等により、年度内の事業完了が困難となったため
		三根大橋バイパス管 布設事業	16,000,000	4,800,000	11,200,000			5,600,000	5,600,000	0	0	本事業は、三根大橋配水管路のバイパス工事を行うものであるが、長崎県との調整に不測の日数を要したことにより、年度内の事業完了が困難となったため
		市道銘さえ線配水管 仮設工事	6,600,000		6,600,000		6,000,000		600,000	0	0	本工事は、長崎県が実施する田川総合流域防災工事に伴い水道管の仮設を行うものであるが、県との調整に不測の日数を要したことにより、年度内の事業完了が困難となったため

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要する棚卸資 産の購入限度 額	説 明
						企業債	県補償金	工事負担金	損益勘定 留保資金			
		久根川配水管仮設工 事	円 4,400,000	円	円 4,400,000	円	円 4,000,000	円	円 400,000	円 0	円 0	本工事は、長崎県 が実施する久根川総 合流域防災工事に伴 い水道管の仮設を行 うものであるが、県 との調整に不測の日 数を要したことによ り、年度内の事業完 了が困難となったた め
合計			100,087,000	7,100,000	92,987,000	38,100,000	10,000,000	21,231,000	23,656,000	0	0	

議案第 38 号

対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例

対馬市立学校教育施設条例（平成 16 年対馬市条例第 83 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 小学校の表対馬市立豊小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 6 月 20 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 39 号

対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年対馬市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「(学校教育)」を削る。

第 17 条第 2 項第 3 号中「(定義)」を削る。

第 26 条中「(保育の内容)」を削り、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 29 条第 7 号ア中「(用語の定義)」を削り、同号エ中「(防火区画)」を削る。

第 38 条第 4 号中「(定義)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 6 月 20 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 40 号

対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年対馬市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

- 第 13 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に行う業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 6 月 20 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 4 1 号

対馬市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の
一部を改正する条例

対馬市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例（平成
27年対馬市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第87条」を「第82条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月20日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 4 2 号

対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年対馬市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項ただし書中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改め、同項第 1 号中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改め、同項第 2 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同項第 3 号中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 6 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「子どもの数」を「子ども」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「子どもの数」を「子ども」に、「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に、「法第 20 条第 4 項の規程による認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第 7 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、「含む」の次に「。第 40 条第 2 項及び第 42 条第 4 項第 1 号において同じ」を加える。

第 8 条中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改める。

第 13 条第 4 項第 3 号ア（ア）中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同号ア（イ）中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第

第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「本章」を「前節」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削り、「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」を「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「本章」を「前節」に、「第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」を「第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」に、「第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」を「第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」に、「同項第1号」を「同条第1号又は第2号」に、「法第19条第1項

第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」を「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」に、「法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」を「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」に、「を除く」を「教育・保育給付認定子ども」に、「及び特別利用教育を受ける者を除く」を「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第 37 条第 1 項中「第 28 条」を「第 27 条」に、「同省令第 31 条」を「同令第 27 条」に、「第 42 条第 3 項第 1 号」を「同号」に、「同省令第 33 条」を「同条」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改める。

第 39 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に、「子どもの数」を「子ども」に、「法第 20 条第 4 項の規程による認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第 44 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 51 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「子どもの数」を「子ども」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第 3 項前段中「この章」を「前節」に、「第 50 条」を「前条」に改め、同項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に、「子どもの数」を「子ども」に、「第 19 条第 1 項第 1 号に」を「第 19 条第 1 号に」に、「法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 3 号」を「同号又は同条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「法第 20 条第 4 項

の規定による認定」を「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「子どもの数」を「子ども」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項中「この章」を「前節」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「満3歳未満」を「満3歳以上」に、「同条第2項」を「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市が定める額」と、同条第2項」に改め、「及び満3歳以上保育認定子ども」の次に「(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月20日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 4 3 号

対馬市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例

対馬市子ども・子育て会議設置条例（平成 2 5 年対馬市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条第 1 号中「第 7 7 条第 1 項」を「第 7 2 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 6 月 2 0 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 4 4 号

対馬市火災予防条例の一部を改正する条例

対馬市火災予防条例（平成 1 6 年対馬市条例第 2 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条の 2 第 1 項中「自動車等（道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 1 0 号に規定する原動機付自転車をいう。第 1 2 号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力 2 0 0 キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第 1 号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第 1 1 条の 2 第 1 項第 2 号中「不燃性」を「、不燃性」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第 1 1 条の 2 第 1 項第 6 号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第 7 号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第 1 1 号中「緊急停止させるこ

とができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、「この限りでは」を「この限りで」に改め、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第16条第1項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

別表第7を削り、別表第8を別表第7とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項

の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の対馬市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和5年6月20日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 4 5 号

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（貝口地区）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第 2 6 0 条第 1 項の規定により字の区域を次のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 2 0 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

位 置	面積（平方メートル）	編入する区域
対馬市豊玉町貝口字ソロ 2 2 3 のイ第 1、2 2 3 のイ 第 2、2 2 3 のロ、2 2 5、 2 2 6、2 2 7 のイ、2 2 8 の第 1 5、2 2 8 の第 1 6、2 3 3 の 4、2 3 3 の 1 5 及び 2 3 3 のロ地先並 びに 2 2 3 のロに隣接する 道路、水路地先	2, 7 2 0. 1 4	字ソロ



竣 功 認 可 書

対 馬 市

令和5年1月25日付けで申請のあった第1種唐崎漁港区域内における公有水面の埋立てに関する工事の竣工については、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により下記のとおり認可する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾



記

1. 埋立ての場所

長崎県対馬市豊玉町貝口字ソロ228番第16から233番4に至る地先。

2. 埋立地の用途 漁港施設用地、水路敷

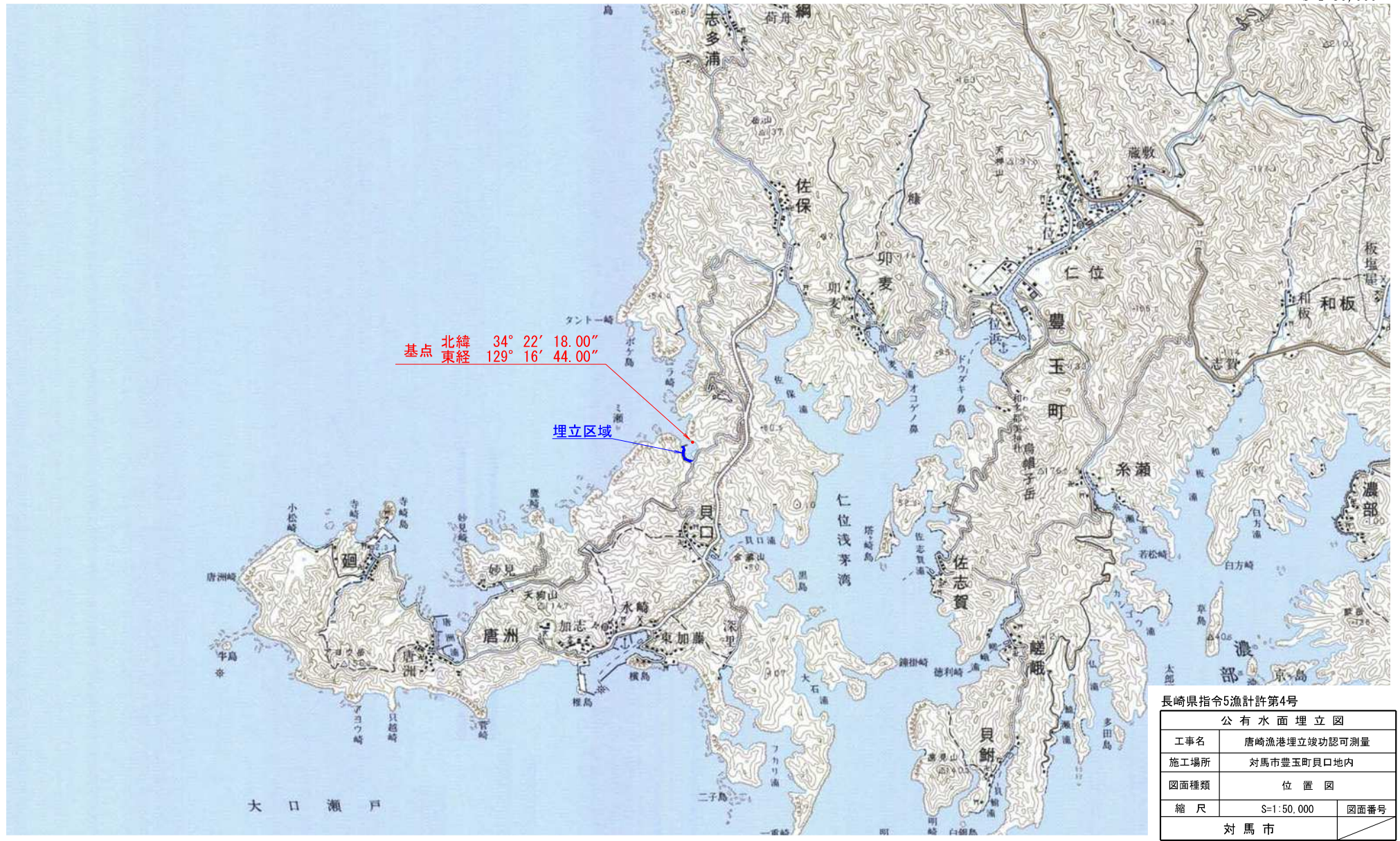
3. 竣工面積 2,720.14㎡

(内訳)	護		岸	敷	140.21㎡
	物			敷	182.05㎡
	道	揚	場	①	985.61㎡
	道	路	敷	②	132.58㎡
	駐		用	地	493.97㎡
	加	車	場	地	746.26㎡
	水	工	路	敷	39.46㎡

位置図



S=1:50,000



基点 北緯 34° 22' 18.00"
東経 129° 16' 44.00"

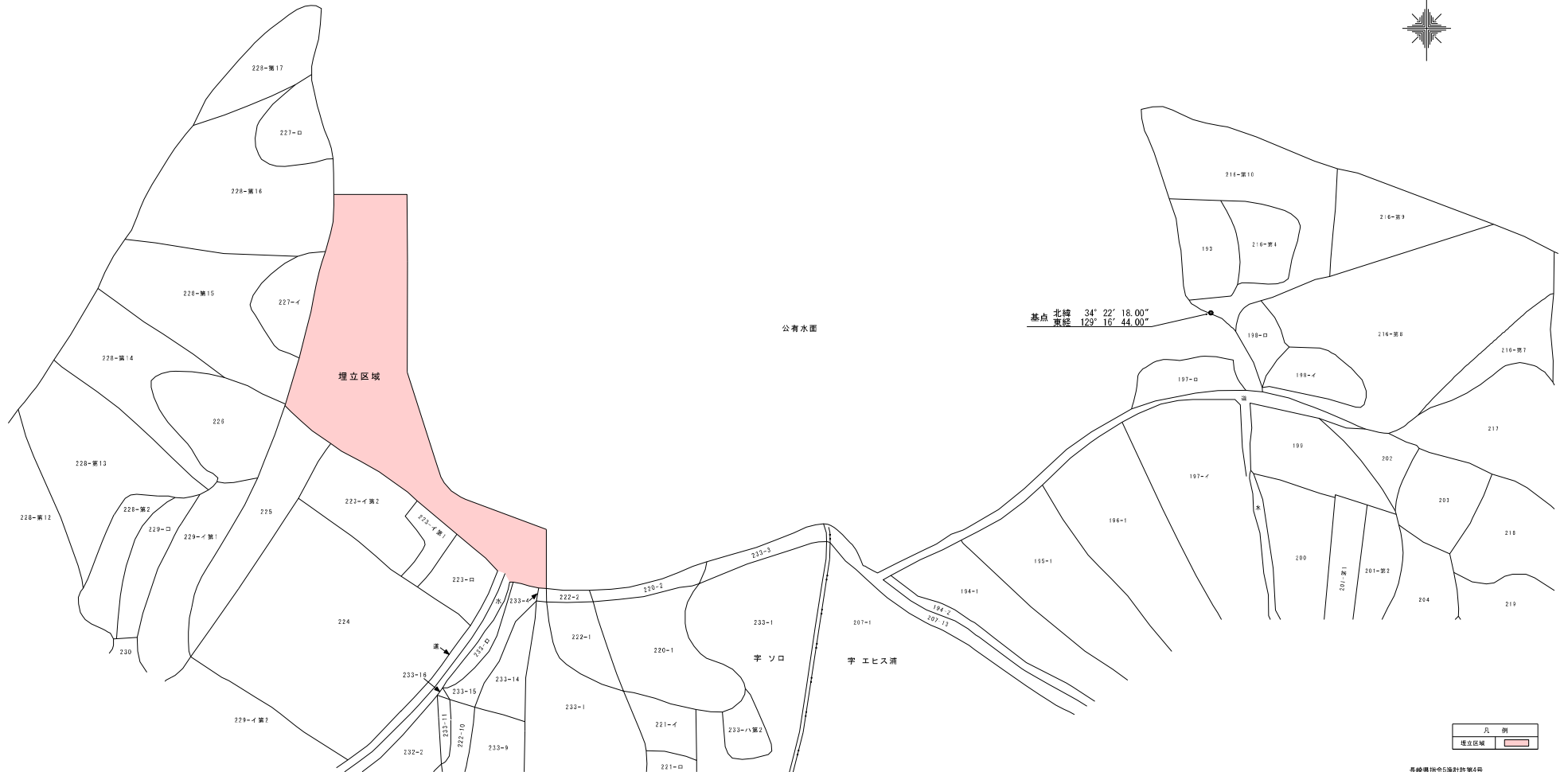
埋立区域

長崎県指令5漁計許第4号

公有水面埋立図	
工事名	唐崎漁港埋立竣功認可測量
施工場所	対馬市豊玉町貝口地内
図面種類	位置図
縮尺	S=1:50,000
	図面番号
対馬市	

字 図

対馬市豊玉町貝口字ソロ



凡 例
埋立区域

長崎県指定公海埋立計画4号	
確認年月日	令和3年 6月15日
調査者氏名	(株) 海野建設コンサルタント 志成 賢章
備 考 項 目	長崎地方建設局 羽鳥支隊

公 有 水 面 埋 立 図	
工事名	唐崎漁港埋立竣功認可測量
施工場所	対馬市豊玉町貝口地内
図面種類	字 図
縮 尺	縮尺不明 図面番号
対馬市	3

議案第 4 6 号

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（椎根地区）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第 2 6 0 条第 1 項の規定により字の区域を次のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 2 0 日提出

対馬市長 比田勝 尚 喜

位 置	面積（平方メートル）	編入する区域
対馬市厳原町椎根字西塩屋原 8 5 4 に隣接する埋立地先	3 2 8 . 2 5	字西塩屋原



竣 功 認 可 書

長 崎 県

令和 4 年 4 月 6 日付で申請があった公有水面埋立ての埋立てに関する工事の竣功については、公有水面埋立法（大正 1 0 年法律第 5 7 号）第 2 2 条第 1 項に基づき下記のとおり認可する。

令和 5 年 1 月 5 日

小茂田港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 大石 賢吾



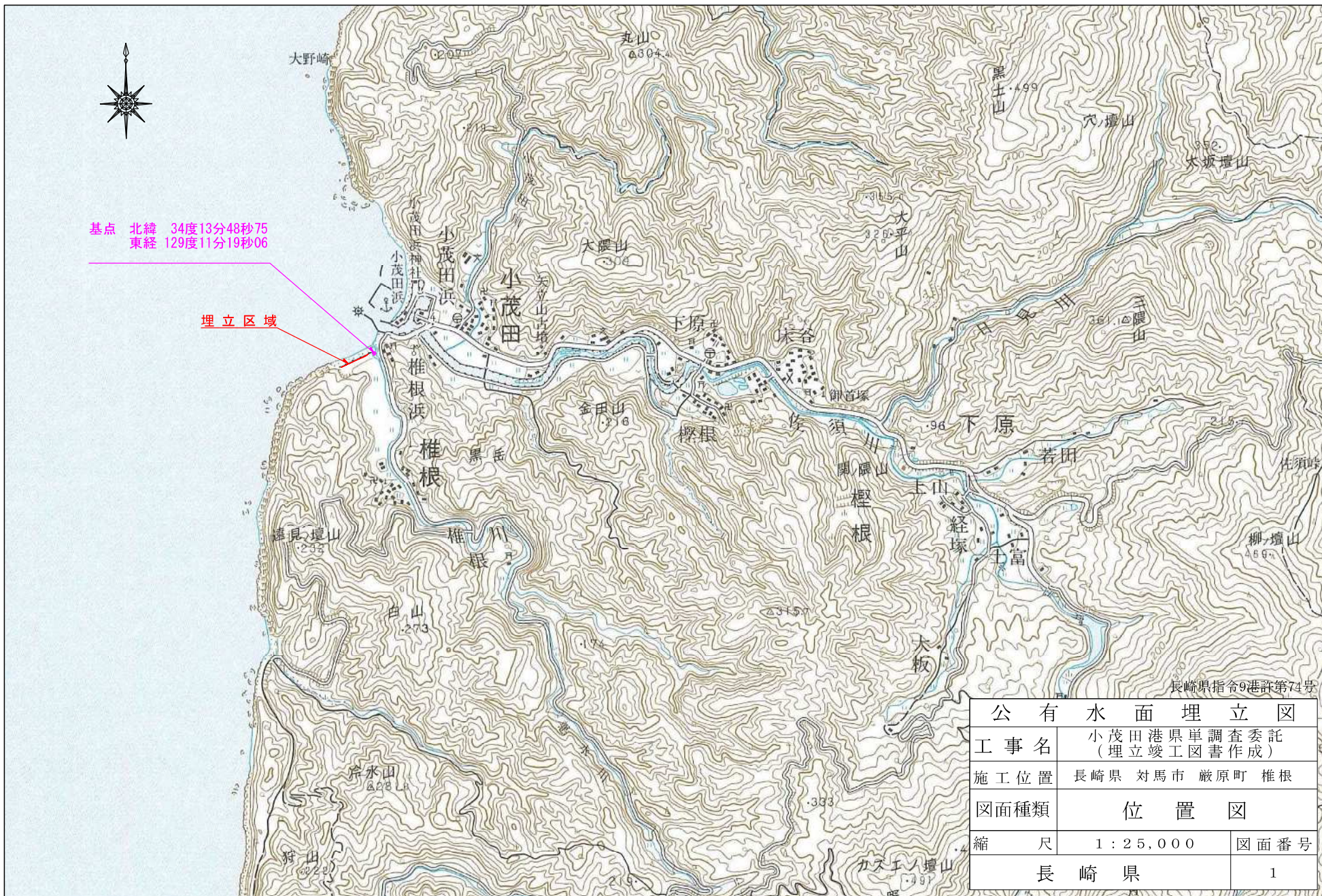
記

1. 埋立の場所
長崎県対馬市厳原町椎根字西塩屋原 8 5 4 番に隣接する
無番地地先
2. 埋立地の用途
海岸保全施設用地（国に帰属）
3. 竣功面積
3 2 8 . 2 5 平方メートル



基点 北緯 34度13分48秒75
東経 129度11分19秒06

埋立区域



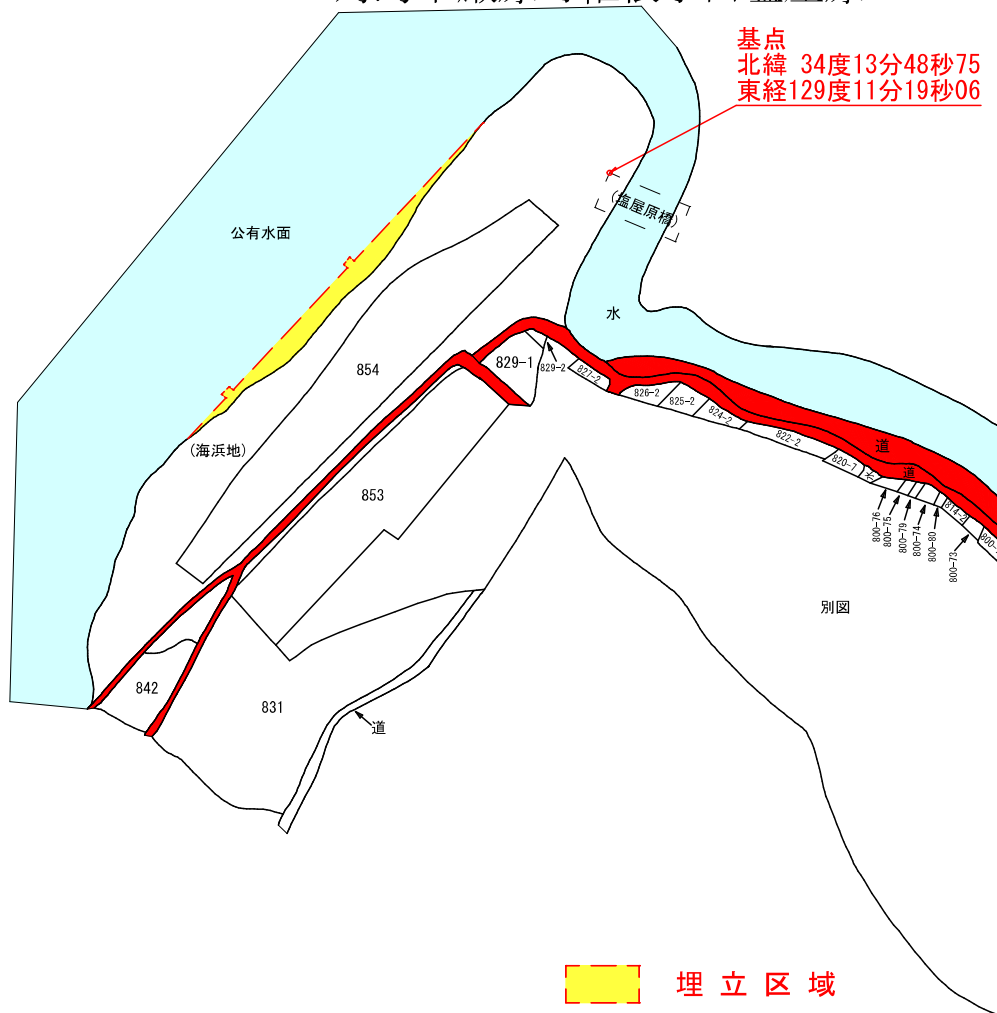
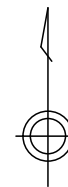
長崎県指令9港許第74号

公有水面埋立図		
工事名	小茂田港県単調査委託 (埋立竣工図書作成)	
施工位置	長崎県 対馬市 巖原町 椎根	
図面種類	位置 図	
縮 尺	1 : 25,000	図面番号
長 崎 県		1

字 図

対馬市巖原町椎根字西塩屋原

基点
北緯 34度13分48秒75
東経 129度11分19秒06



別図

長崎県指令9港許第74号

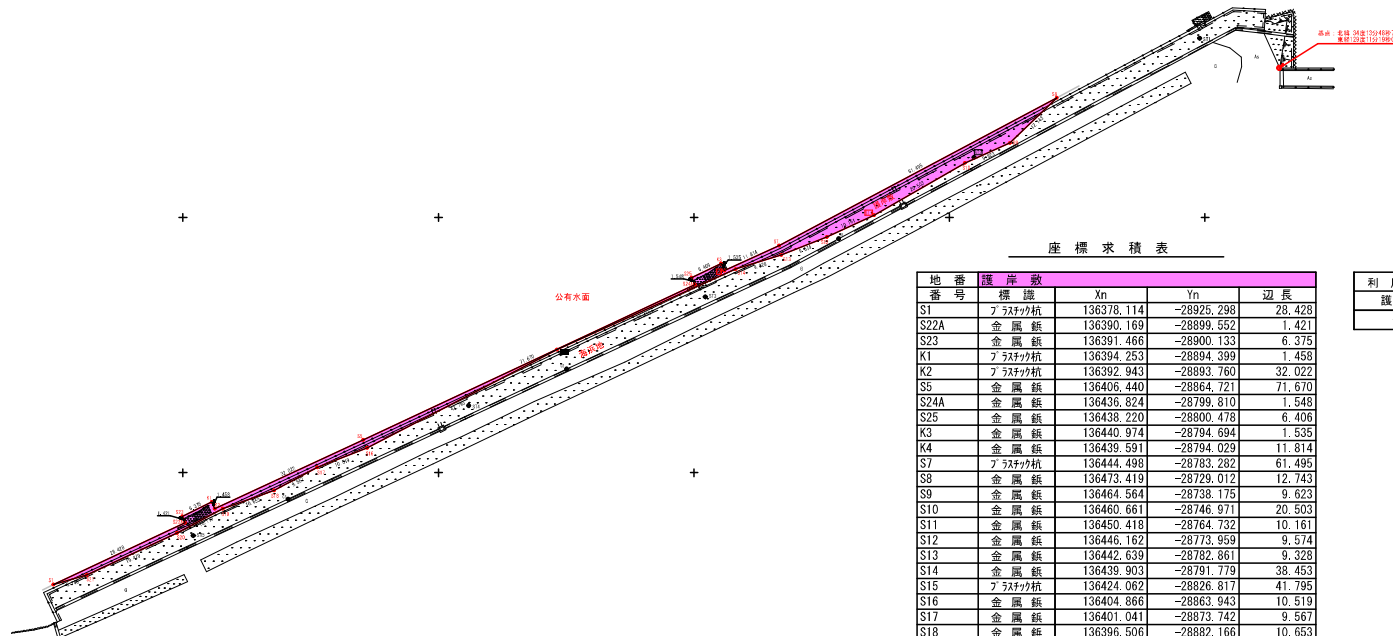
公有水面埋立図	
工事名	小茂田港県単調査委託 (埋立竣工図書作成)
施工位置	長崎県 対馬市 上対馬町 大增
図面種類	字 図
縮 尺	図面番号
長 崎 県	4

複写年月日	令和4年1月11日
複写場所	長崎地方法務局 対馬支局
複写人氏名	拓山測量株式会社 卷澤 亨典

求積平面図

長崎県 対馬市 厳原町 椎根

S=1:500



座標求積表

地番	護岸敷	Xn	Yn	辺長
S1	ブイ付杭	136378.114	-28925.298	28.428
S22A	金属鉄	136390.169	-28899.552	1.421
S23	金属鉄	136391.466	-28900.133	6.375
K1	ブイ付杭	136394.253	-28894.399	1.458
K2	ブイ付杭	136392.943	-28893.760	32.022
S5	金属鉄	136406.440	-28864.721	71.670
S24A	金属鉄	136436.824	-28799.810	1.548
S25	金属鉄	136438.220	-28800.478	6.406
K3	金属鉄	136440.974	-28794.694	1.535
K4	金属鉄	136439.591	-28794.029	11.814
S7	ブイ付杭	136444.498	-28783.282	61.495
S8	金属鉄	136473.419	-28729.012	12.743
S9	金属鉄	136464.564	-28738.175	9.623
S10	金属鉄	136460.661	-28746.971	20.503
S11	金属鉄	136450.418	-28764.732	10.161
S12	金属鉄	136446.162	-28773.959	9.574
S13	金属鉄	136442.639	-28782.861	9.328
S14	金属鉄	136439.903	-28791.779	38.453
S15	ブイ付杭	136424.062	-28826.817	41.795
S16	金属鉄	136404.866	-28863.943	10.519
S17	金属鉄	136401.041	-28873.742	9.567
S18	金属鉄	136396.506	-28882.166	10.653
S19	金属鉄	136392.931	-28892.201	10.119
S20	金属鉄	136388.231	-28901.162	19.479
S21	金属鉄	136380.026	-28918.829	6.746
倍面積				-656.518675
面積				328.2593375
地積				328.25 m ²

埋立面積一覧表

利用区分	色分	面積
護岸敷		328.25 m ²
合計		328.25 m ²

埋立区域

測量年月日	令和4年2月16日
測量者氏名	拓山測量株式会社 巻澤亨典
測量立会者氏名	対馬振興局 港湾漁港班 寺井祐介

長崎県指合9指許第74号

公有水面埋立図	
小坂田湾埋立調査委託 (埋立竣工図書作成)	
施工位置 長崎県 対馬市 厳原町 椎根	
図面種類 求積平面図	
縮尺 1:500	図面番号
長崎県	3

議案第 4 7 号

市道の認定について（茂崎線）

次の路線を市道に認定するため、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 2 0 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

番 号	路線名	起 点
		終 点
5 - 4 2 5	茂崎線	対馬市上県町佐須奈字浦ノ陽乙 1 1 6 2 番地 2
		対馬市上県町佐須奈字茂崎乙 1 2 2 7 番地 イ

市道の認定(議案第47号)



議案第47号	市道 茂崎線(5-425)	起 点	対馬市上県町佐須奈字浦ノ陽乙1162番地2
		終 点	対馬市上県町佐須奈字茂崎乙1227番地イ

議案第 48 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年対馬市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月20日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

- | | | | |
|---|--------|-------------|----------------------|
| 1 | 取得する財産 | 消防ポンプ自動車 | 1台 |
| 2 | 取得の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 | 取得金額 | 21,450,000円 | |
| 4 | 取得の相手方 | 住所 | 福岡県福岡市博多区東那珂1丁目18番6号 |
| | | 氏名 | (株)ヤナセファイテック |
| | | 代表取締役 | 合家 崇 |

同意第 2 号

対馬市監査委員の選任について

対馬市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 20 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

1 住 所 対馬市厳原町

2 氏 名 しんぐ やすお
神宮 保夫

3 生年月日 